

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



熱損失防止改修工事をした
住宅の固定資産税を減額し
ます

平成20年1月1日以前から
所在する住宅（賃貸住宅を除
く）で、平成20年4月1日
平成22年3月31日の間に一定
の熱損失防止（省エネ）改修
工事を行い、次の要件を満た
す住宅は、申告によって固定
資産税が減額されます。

■要件 改修工事に要する費
用が30万円以上であり、次の
①～④の工事のうち、①を
含む工事を行うこと。

①窓の改修工事
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事
※外気等と接するものの工事
に限りません。

■適用範囲
住宅1戸当たり120平方
メートルまで（併用住宅の店舗・事
務所部分などは除く）

■減額の割合
適用範囲に相当する税額の
3分の1を減額します。

■減額される期間
改修が行われた翌年度分

■申告方法
改修工事後、原則3カ月以
内に、熱損失防止改修工事証
明書、工事に要した費用の領
収書の写しなどを添付して申
告してください。

■申告先
○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL0897-52-1325

○各総合支所税務課 税務係

TEL0897-52-1325

7月の市税じよみ

18日 市県民税第1期分の督
促状の発送

31日 国民健康保険税第1期
分、固定資産税第2期分の
納期限

※督促状1通につき100円
の督促料と延滞金をいただ
きます。

※口座振替ご利用の方は、納
期限日の残高にご注意くだ
さい。

固定資産税・市県民税
前納報奨金制度をご利用
ください

固定資産税と市県民税は、
年4回の納期に分けて納めま
すが、納期が到来していない
分を一括して納めると、前納
報奨金が交付されます。

間近の納期で例えると、第
2期の納期までに第2～4期
分を一括して納めることで、
一定の率に応じた前納報奨金
の交付が受けられます。

なお、国民健康保険税には
前納報奨金制度が適用されま
せんので、ご注意ください。

■手続きの方法
すでに送付している各期の

納付書で全期分を納めた後、
市役所担当課または金融機関
にある「前納報奨金請求書兼
口座振込依頼書」に必要事項
を記入して、市役所担当課へ
提出してください。後日、市
が前納報奨金を預金口座へ振
り込みます。

■手続きに必要なもの

○前納報奨金を受けようとする
税金の領収書

○印鑑

○振込先の預金口座が確認で
きるもの（通帳など）

■問合せ

○市庁舎本館納税課

西条市農業委員会委員選挙
7月6日(日)投票

7月23日に任期が満了する農業委員会の「選挙による
委員」の一般選挙の期日が決まりました。



■選挙の日程
7月6日(日) 投票・開票

※この選挙は、平成20年3月
31日に確定の西条市農業委
員会委員選挙人名簿に登録
されている方でなければ、
選挙権がありません。

■問合せ 市庁舎別館3階
西条市選挙管理委員会 TEL0897-52-1263

納税第2係

TEL0897-52-1279

○各総合支所税務課 税務係

市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための
市長の資産等の公開に関する
条例」に規定する市長の資産
等補充報告書などの閲覧を6
月30日(月)から行っています。

■閲覧場所

市庁舎本館3階総務課内

■問合せ 市庁舎本館総務課
文書法制係

TEL0897-52-1364